医療従事者の負担軽減及び 処遇改善に資する計画(令和3年度実績)

令和4年4月 留萌市立病院

1 勤務医(医師)の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画及び実績

ア 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担

項目	具体的な取組み内容	令和3年度実績
初診時の予診の実施	・看護師が実施しているが、看護師以	・看護職員が実施した。
	外の職種への拡大等を検討する。	
静脈採血等の実施	・看護師が実施しているが、看護師以	・看護職員が実施した。
	外の職種への拡大等を検討する。	
入院の説明の実施	・看護師が実施しているが、看護師以	・看護職員が実施した。
	外の職種への拡大等を検討する。	
検査手順の説明の実施	・看護師が実施しているが、看護師以	・看護職員が実施した。
	外の職種への拡大等を検討する。	
薬の説明及び服薬指導	・病棟に担当薬剤師を配置し、病棟薬	・薬剤師が薬の説明及び
	剤業務として投薬前説明、退院時薬	服薬指導を実施した。
	学的管理指導及び薬剤管理指導を実	
	施する。	
医師事務作業補助の実施	・病棟及び外来部門に医師事務作業補	・病棟及び外来部門に医
	助者を配置し、診断書等の作成補助、	師事務作業補助者を配
	電子カルテシステム等への代行入	置し、医師事務作業を補
	力、外来診療補助を実施する。	助した。
	・医師事務作業補助者を増員し育成を	・1名の医師事務作業補
	図る。	助者を増員した。

イ 医師の勤務体制等にかかる取組

項目	具体的な取組み内容	令和3年度実績		
勤務計画上、連続当直を行わ	・オンコールも含め、2夜連続での当	・2夜連続での当直割振		
ない勤務体制の実施	直割振りは行わないよう努める。	りを行なわなかった。		
当直翌日の業務内容に対する	・オンコールも含め、当直翌日の業務	・当直翌日の業務軽減及		
配慮	軽減及び休息確保に努める。	び休息確保に努めた。		
育児支援制度を活用した短時	・小学校就学の始期に達するまでの子	・1名が育児短時間勤務		
間勤務医師の活用	を養育する職員は育児短時間勤務及	を取得した。		
	び始業終業時刻を変更する早出遅出			
	勤務制度を説明し周知する。			

2 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画及び実績

項目		具体的な取組み内容	令和3年度実績
業務量の調整	時間外労働	・病棟などの状況に応じて他部署から	・必要に応じて看護部内
	が生じない	応援看護師を派遣する。	における応援体制を実
	ような業務	・多様な勤務形態の導入により業務量	施した。
	量の調整	を分散する。	
	薬剤師	・病棟薬剤師の導入により持参薬確認	·新入院患者3, 419
		業務等を分担する。	人のうち1, 970人
看護職員と多			(約6割) の持参薬確
職種との業務			認業務を実施した。
分担	リハビリ職	・リハビリ実施患者にかかる移送業務	・リハビリ実施入院患者
		の軽減を図る。	29,878人のうち
			16, 193人 (約5

			割)の移送業務を実施
			した。
	協床検査技 師	・外来における検査に必要な採血業務 の分担を検討する。	·未実施
		・病棟における検査に必要な採血管の 配布や在庫管理等を行う。	・臨床検査技師が実施した。
多様な勤務形態	L Kの導入	・夜間専従看護師を導入する。	・6名配置した。
院内保育所		・満3歳に達する年度末まで利用可	・24名が利用した。
	1501 31111 3751	能	
		・土曜保育の実施	・18日間開設した。
	超過勤務及	・妊娠中に所属長へ申し出ることで超	・12名から申し出があ
	び深夜勤務	過勤務及び深夜勤務しないことが可	った。
	の制限	能	
	業務軽減等	・妊娠中に所属長へ申し出ることで業	· 実績なし
		務の軽減等が可能	
	産前産後休	・産前8週間前から産後9週間を経過	13名が取得した
	暇	するまで取得可能	
	育児休業制 度	・子が3歳に達するまで取得可能	・11名が取得した。
妊娠・子育て 中、介護中の	育児支援制 度	・小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は育児短時間勤務及び部分休業が取得可能	・1名が取得した。
		・生後1歳未満の子を養育する職員は 育児時間(1日2回各60分以内) が取得可能	・1名が取得した。
看護職員に対	子の看護休	・中学校就学の始期に達するまでの子	· 23名が取得した。
する配慮	暇制度	を養育する職員は年5日(子が2人 以上は10日)取得可能	
	 超過勤務の	・3歳未満の子を養育する職員は超過	 ·実績なし
	免除・制限	勤務をしないことが可能	
	及び深夜勤	・小学校就学の始期に達するまでの子	・1名から申し出があっ
	務の制限	を養育する職員等は超過勤務及び深	た。
	333	夜勤務を制限することが可能	0
	介護支援制	・要介護者の介護のために連続する6	· 実績なし
	度	月の期間内で必要な期間に勤務しな いことが可能	
		・要介護者の介護のために連続する3	
		月の期間内で必要な期間に1日の勤	
		務時間の一部を勤務しないことが可	
		能	
	短期介護休	・要介護者の介護及び要介護者の必要	11名が取得した。
	暇制度	な世話をする職員は年5日(要介護	
		者が2人以上は10日)取得可能	
夜勤負担の軽 減	夜勤従事者 の配置	・夜勤専従看護師の導入によるその他 夜勤従事者の負担軽減	・6名配置した。
	の配直 月の夜勤回	・月5回を上限として設定	
	月の役割回 数の上限設	万り四を工限として政化	・概ね目標を達成できた。
	定		
	1	I.	

3. 医師業務等役割分担推進計画

- ・看護師による特定行為の推進
 - ①栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連
 - ②血糖コントロールに係る薬剤投与関連

【進捗状況】

当院において特定行為研修を受講できるよう、関係機関と調整し、研修機関の指定に向けて準備を進めている。

4. SCT (新医療チーム) の発足

- ・次の活動を行い、業務改善とタスクシフト・シェアを図る。
- ①安全に関わる院内の環境整備

②安全に関わる院内の業務改善

③5 S 活動 (整理・整頓・清掃・清潔・躾) ④タスクシフト・シェアの調整

【進捗状況】

安全な医療提供のため、職員ひとりひとりが医療安全の必要性と課題を認識し、医療安全の基盤には、管理体制の確立を図るため取組を進めている。